

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

通番 6

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。

①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。

②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることでも良いこととする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【本県における状況】  
人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。  
(参考)年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績)  
施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ、その他の月は0名)  
施設(B)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名～2名で推移)

【制度改正の必要性】  
人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講じることで事業を行うことを認めていただきたい。  
これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定した経営を可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考えます。

根拠法令等

## 各府省からの第1次回答

病児保育事業の実施に際して、利用児童が発生した場合に近接病院等から保育士及び看護師等がすぐに駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐は要件とはしていない。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番 6

管理番号 215 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件緩和

提案団体 鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省 内閣府、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の要件緩和を求める。

- ①保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。
- ②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が業務遂行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることでも良いこととする。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【本県における状況】

人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。

(参考)年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績)

施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ、その他の月は0名)

施設(B)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名～2名で推移)

### 【制度改正の必要性】

人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を講じることで事業を行うことを認めていただきたい。

これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定した経営を可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考えられる。

## 根拠法令等

平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(案)  
病児保育事業実施要綱(案)  
(27年度の要綱は現時点で未発出であるが、案が提示されている)

## 各府省からの第1次回答

病児保育事業の実施に際して、利用児童が発生した場合に近接病院等から保育士及び看護師等がすぐに駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐は要件とはしていない。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番7

管理番号 168 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和

提案団体 瑞穂市

制度の所管・関係府省  
厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

26年の提案に対する対応策として、27年度の間は、朝・夕の時間帯で当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、当該保育士に代え保育施設における十分な業務経験を有する者等を配置することもやむを得ないとの特例が示された。

ところが、本市では必ずしも保育する児童が少数でない施設もあり特例が認められないこともあることから、28年度以降の措置について継続して検討を求めるとともに、現場の状況を踏まえ、その適用条件等について改めて整理することを求める。併せて、代替できる者の定義の明確化を求める。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【本市の保育士不足の状況】

非正規職員である保育士の希望労働時間は、大半が9時から15時までとなっており、この時間帯は正規職員もいるため、職員数は充足されている。一方、保育所では、11時間を超えて預かる児童が多くなっており、朝・夕の保育士の確保が難しい状況となっている。

### 【懸念の解消策】

昨年の提案と同様に、保育士が不足している朝・夕の原則的な保育時間以外の時間帯においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が主となるため、保育士2人のうち1人を、特例で示されたように代替できる者で対応できるようにすることで、懸念を解消したい。

### 【特例に係る課題認識】

今回示された特例を活用する上で、次の点から困難であると感じている。

- ・特例措置が27年度限りであり、28年度以降の方向性が見えないこと。
- ・「当該保育所において保育する児童が少数である時間帯」とあるが、おおよそどの程度の状況を指しているか判断しにくい。また、本市では朝・夕であってもしれなりの児童数を抱える施設もあるが、そのような場合にも状況に応じ適用できるよう改めて検討してほしい。
- ・保育士の代替者について「保育施設における十分な業務経験を有する者、家庭的保育者等適切な対応が可能なもの」とされているが、どのような者を指しているか判断しにくく特例措置の活用に踏み出しづらい。

## 根拠法令等

児童福祉法第18条の4、第45条  
児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第33条

## 各府省からの第1次回答

提案については、「日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)」において「保育士の確保が特に厳しい地域において、本年度特例的に実施している取扱い(朝・夕の児童が少数である時間帯において保育士1名に代え、保育士でない保育業務経験者等を配置することを許容するもの)について、その実施状況等を踏まえて検証の上、来年度以降の在り方について本年度中に検討し、結論を得る。」とされており、当該閣議決定を踏まえて検証する。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番25

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

## 求める措置の具体的内容

生活保護法第37条の2(保護方法の特例)において、「保護実施機関は、保護の目的を達成するために必要があるときは、(中略)被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。」という規定を置き、代理納付事由を政令(生活保護法施行令第3条)に定めているが、その列挙事由を追記する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

生活保護受給世帯の中には、病気や障がいを抱えていたり、支援してくれる家族や知人が近くにいないなど、様々な事情を抱えており、自分では支給された保護金品から公共料金を支払うことができない人達がいる。このような人達は、生活保護受給世帯として最低生活を保障しているにも関わらず、ライフラインの供給が停止される。

ライフラインは最低生活を送るために必要不可欠であり、代理納付が可能となれば、健康で文化的な最低限度の生活を送ることが可能となる。

よって、下記の項目について代理納付の追記が必要である。

・ライフライン(電気・ガス・水道)

## 根拠法令等

生活保護法第37条の2、生活保護施行令第3条

## 各府省からの第1次回答

電気、ガス、水道代については、自治体において金銭管理支援を自立支援プログラムの中に位置づけて実施すること等により被保護者の日常生活等の支援を行っており、代理納付の対象としなくとも「健康で文化的な最低限度の生活を送る」ことについての必要な支援は行うことができ、既に地方公共団体の創意工夫により最終目標を達成することができるものである。そのため、ご提案の趣旨は現行制度において実現可能であると考えている。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番25

管理番号 180 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項  
(事項名) 生活保護適正化に係る実施機関の調査権限の強化

提案団体 京都市

制度の所管・関係府省  
厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

実施機関の調査に対する回答義務について、現行法上は官公庁等に限られているが、不正受給事案の早期発見や生活保護制度のより適正な運営を可能とするためには民間事業者の協力が必要不可欠であるため、金融機関や就労先等の民間事業者にも拡大することを求める。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【制度改正の必要性・支障事例等】

生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更なる取組が求められているところ、生活保護の不正受給の防止の徹底を図るためには、受給者の収入状況等を可能な限り正確に把握する必要がある。

この点に関し、税・所得に関する情報については、官公庁に調査への回答が義務付けられているため、確実に得ることができるが、そもそも税や所得の証明に表れてこない収入を有する場合が存在し、これらをどのように把握するかが課題となっている。

例えば、金融機関や被保護者の就労先等の民間事業者が保有する情報については、調査に対する回答が義務付けられていないため正確な把握ができておらず、不正受給につながったり、正確な保護費算定が行えなかったりと、生活保護業務の適正な運営において支障が生じている。

### 【見直しによる効果】

当該規定の見直しにより、生活保護のより一層の適正化を図ることができる。

## 根拠法令等

生活保護法第29条第2項

## 各府省からの第1次回答

ご提案の趣旨については理解するものの、保護の決定に当たり、当然に行うことが想定される生活保護法第29条に基づく調査について、その回答を義務付けることは金融機関等の負担の増加に直結するため関係機関の理解を得ることは困難と考えられ、また、税法を除き他の法令に類例がないため、改正を行うことは困難である。

そのため、厚生労働省としては、当該調査に係る事務の効果的、効率的な実施のために、関係団体に対する事務連絡(「生活保護法第29条に基づく調査に関する協力依頼について(要請)」)や通知(「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成27年2月13日付け社援保発0213第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知))の発出等を行ってきているところであり、今後とも当該調査の適正実施のために取り組んでまいります。

なお、保護の実施機関の調査に対する回答状況について、金融機関の本店に対して一括照会を行った状況を調査したところ、平成25年度においては、金融機関の回答率は9割を超えている。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

通番25

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【制度改正の必要性】**

資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補足性が適用されないとすると、受給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となることが懸念される。

**【支障事例】**

本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。

根拠法令等

## 各府省からの第1次回答

倒産手続は、破産者に対する債権につき、その債権の実体法上の地位等に基づいて、債権者・債務者間及び債権者相互間での利害調整を図るものであるところ、照会に係る問題点は、生活保護法に基づく費用返還請求権等の実体法上の地位如何に関わる問題であるものと考えられる。

同請求権が、受給者間での平等などを実現するために他の債権に比して優先的に取り扱われるべきであるというのであれば、生活保護法上、実体法上の優先性を付与して、国税徴収法の例による請求権などすることを検討すべきである。国税徴収法の例による請求権などとされれば、破産手続上は、租税等の請求権（破産法第97条第4号）に該当し、財団債権（同法第148条第1項第3号）又は優先的破産債権（同法第98条第1項）と位置付けられ、免責手続において非免責債権（同法第253条第1項第1号）とされる。例えば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第21条において、各省各庁の長が返還を命じた補助金等が上記のような扱いとなっている

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番25

管理番号  提案区分  提案分野

提案事項  
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに保護を実施すべき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機関に求められる。このような状況で保護を受けた場合、保護の補足性が適用されないとすると、受給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となることが懸念される。

【支障事例】

本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用償還を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を害するもの(偏頗行為)であると提訴され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事案があった。

根拠法令等

破産法第163条第3項及び第253条  
生活保護法第63条及び第78条

## 各府省からの第1次回答

ご要望の「生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法第78条に基づく費用徴収権を、破産法第253条において非免責債権として明記するか、若しくは破産法第163条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として明記するなどの改正」の可否については、まずは破産法上の観点からご検討いただきたい。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番16

管理番号 94 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 社会福祉法第7条第1項の規定による地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し

提案団体 九州地方知事会

制度の所管・関係府省  
厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「精神障害者福祉に関する事項」が除かれており、同事項を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することができないため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、規定の見直しを行うこと。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

地方社会福祉審議会の調査審議事項(社会福祉法第7条第1項)については、「児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く」とされているが、そのうち児童福祉に関する事項については、「条例で定めるところにより、同審議会で調査審議できる」(同法第12条第1項)との特例規定がある。

最近の障害者施策の流れとして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ地域移行に向けた取組(グループホームの整備)や権利擁護の取組(成年後見人制度の利用促進、障害者虐待の防止)など、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一体となった施策が多くなっているため、本県の審議会においても個別の障害に限った意見ではなく、3障害を網羅的に見た意見が多くなっている。しかしながら、精神障害に関する事項が除かれているため、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般の議論ができない状況である。

また、障害者の高齢化や障害を持つ児童への対応などでは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉に係る施策について、社会福祉審議会において横断的かつ一体的に議論することも求められている。

### 【制度改正の必要性】

本県では、上記の支障事例を踏まえ、同審議会において、精神障害者福祉を含めた障害者福祉に関する事項全般を調査審議することを検討しているため、地域の実情に応じて調査審議事項を決定できるよう、社会福祉法第7条第1項の規定の見直しが必要である。

なお、児童福祉法第8条第1項の規定により都道府県児童福祉審議会は必置とされているのに対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項の規定では、地方精神保健福祉審議会は必置とされていないことから、地方社会福祉審議会の調査審議事項から除かなければならない理由はないものと考えられる。

## 根拠法令等

社会福祉法第7条第1項

各府省からの第1次回答

ご提案いただいた内容を踏まえ、検討する。

# 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番16

管理番号	95	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会福祉法第11条第1項の規定による地方社会福祉審議会に係る専門分科会の設置の弾力化				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

## 求める措置の具体的内容

地域社会福祉審議会には「身体障害者福祉専門分科会」が必置(社会福祉法第11条第1項)となっており、精神障害福祉を含めた障害者福祉全体に関する事項を調査審議するための専門分科会等が設置できないため、設置の弾力化を図り、地域の実情に応じた専門分科会の設置が可能となるよう、規定の見直しを行うこと。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【支障事例】

本県では、社会福祉審議会に、専門分科会として民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会(社会福祉法第11条1項)を設置するとともに、児童福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会(同条第2項)を設置している。

精神障害に関する議論では、その障害特性に特化したものだけでなく、障害者の高齢化や、親亡き後の問題、さらには地域移行の問題など、3障害共通の課題が多いが、現行法において同審議会では精神障害者福祉に関する事項を含む障害者福祉に関する事項全般を議論することができない上に、専門性が求められる個別分野に関して議論を行う必要があっても、精神障害者福祉に関する専門分科会を設置することができない状況である。

### 【制度改正の必要性】

専門分科会の設置について、弾力化を図り、地域の実情に応じて専門分科会の設置を可能とするため、同法第11条第1項の規定の見直しが必要である。

## 根拠法令等

社会福祉法第11条第1項

各府省からの第1次回答

ご提案いただいた内容を踏まえ、検討する。